

入札注意事項

- (a) 入札書の宛名は、『奈良県知事 荒井正吾』です。
- (b) 代理人の方が入札書を提出される場合は、委任状で代理人を選定して下さい。
(委任状の宛名も『奈良県知事 荒井正吾』です。)
- (c) 入札書は封筒に入れ、封書の表に「入札書在中」と明記し、併せて業務番号・業務名・業務場所・業者名及び入札日を記入して下さい。
代理人が入札書を提出される場合は、封筒の表に代理人名も記入して下さい。
封筒は、代表者又は代理人の印で封印して下さい。

(封筒の記載例)

表	入札書在中	日付
	奈良県知事 荒井正吾 様	
	業務番号 ○○○○○○	
	業務名 ○○○○○○	
	業務場所 ○○○○○○	
	業者名 ○○○○○○	
	(代理人名 ○○○○○○)	

裏	①	①	①
---	---	---	---

- (d) 本業務の竣工期日は、平成30年3月31日(土)までとします。
- (e) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。
- (f) 奈良県教育委員会事務局文化財保存課分に係る委託業務の入札結果により、同一会計年度に、同一業者が連続(連接)した場所において工事を施工することになる場合は、諸経費を再計算して請負額を変更します。
- (g) 入札心得を熟読のうえ入札して下さい。
- (h) 設計図書等に対する質問は3月13日(午後4時)までに文書にて文化財保存課に提出(FAX)して下さい。
質問に対する回答は3月14日(午後4時)までに、本業務に係る競争入札参加資格確認申請を提出した者にFAXにより回答いたします。
(質問がない場合は回答しません。)

入 札 書

金			億			百				千						円	
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--

(税抜き)

- 業務名 奈良県立飛鳥京跡苑池休憩舎等管理業務
- 業務場所 高市郡明日香村大字岡
- 入札保証金 免 除 円
ただし、現金 円
代用証券 円 (内訳別紙のとおり)

入札心得を遵守のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

奈良県知事 荒井正吾 殿

入札者 住所 (所在地)

氏名 (名 称)

印

(代理人

印)

委任状

私は、 (印) を代理人と定め

次の事項を委任します。

- 業務名 奈良県立飛鳥京跡苑池休憩舎等管理業務
- 業務場所 高市郡明日香村大字岡
- 入札保証金 免 除 円
ただし、現金 円
代用証券 円 (内識別紙のとおり)

上記工事（業務）の入札に関する一切の行為を委任します。

平成 年 月 日

奈良県知事 荒井正吾 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

入札書の記載において、次の場合は、失格または無効となりますので、ご注意ください。

◎入札書における失格・無効基準

様式1

入 札 書

金	億	百	千	円	円
---	---	---	---	---	---

1 工事名 ○○○○ ○○○○工事(事業)

2 工事場所 ○○市 ○○ 地内

3 入札保証金 免除 円
 ただし、現金 円
 代用証券 円 (内訳別紙のとおり)

入札心得を遵守のうえ、上記のとおり入札します。

平成○○年○○月○○日

奈良県知事 荒井正吾殿

入札者 住所(所在地) ○○県○○市○○

氏名(名称) ○○○○株式会社
 代表取締役 ○○○○ 印

(代理人 ○○○○ 印)

特にご注意ください。

入札書の記入で鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札は失格

金額の訂正…無効
 金額の桁ずれ…無効
 数字判読不能…無効

業務名間違い…失格
 未記入…失格

業務場所間違い…失格
 未記入…失格

公告日(入札通知日)～開札日の間以外の日付記入…失格

市町村長等他団体あて…失格

誤脱・未記入…無効
 印もれ・印影不明瞭…無効

(代理人入札のとき)
 誤脱・未記入…無効
 印もれ・印影不明瞭…無効
 委任状と異なる印…無効

入札説明書、仕様書に関する質疑書

奈良県教育委員会事務局文化財保存課長 様

会社名	連絡先:TEL () FAX ()		
業務番号	28文財第21号		
業務名	奈良県立飛鳥京跡苑池休憩舎等管理業務		
質問事項			
事項	事項の説明		

【注】1. 入札、契約の手続き等の事務的な事項に関する質問については、奈良県教育委員会事務局文化財保存課 記念物・埋蔵文化財係より、FAXで答えることとします。

2. 質疑書以外での入札説明書、仕様書に関する質問については、一切受け付けません。